

平成27年第1回臨時会

南伊豆町議会会議録

平成27年 8月24日 開会

平成27年 8月24日 閉会

南伊豆町議会

平成 27 年第 1 回南伊豆町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (8月24日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○臨時議長紹介	3
○臨時議長挨拶	3
○町長挨拶及び職員紹介	3
○開会宣告	5
○開議宣告	5
○議事日程説明	5
○仮議席の指定	5
○議長の選挙	6
○日程追加	8
○議席の指定	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	9
○副議長の選挙	9
○南伊豆町議会常任委員会委員の選任	11
○南伊豆町議会議会運営委員会委員の選任	12
○南伊豆町議会行財政改革特別委員会委員の選任	12
○南伊豆町議会議会改革調査特別委員会委員の選任	13
○南伊豆町議会共立湊病院跡地利活用調査特別委員会委員の選任	13
○委員長・副委員長互選結果報告	13
○南豆衛生プラント組合議会議員の選挙	14
○伊豆斎場組合議会議員の選挙	15

○下田地区消防組合議会議員の選挙	16
○一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙	17
○報第4号の上程、説明、質疑	18
○報第5号の上程、説明、質疑	18
○議第43号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	19
○議第44号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	21
○議第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○閉議及び閉会宣告	26
○署名議員	27

平成 27 年 8 月臨時町議会

(第 1 日 8 月 24 日)

平成27年第1回南伊豆町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成27年8月24日(月)午前9時30分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 南伊豆町議会議長の選挙

本日の会議に付した事件

日程第2まで同じ

日程追加

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 南伊豆町議会副議長の選挙

日程第5 南伊豆町議会常任委員会委員の選任

日程第6 南伊豆町議会議会運営委員会委員の選任

日程第7 南伊豆町議会行財政改革特別委員会委員の選任

日程第8 南伊豆町議会議会改革調査特別委員会委員の選任

日程第9 南伊豆町議会共立湊病院跡地利活用調査特別委員会委員の選任

日程第10 南豆衛生プラント組合議会議員の選挙

日程第11 伊豆斎場組合議会議員の選挙

日程第12 下田地区消防組合議会議員の選挙

日程第13 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙

日程第14 報第4号 専決処分の報告について(南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について)

日程第15 報第5号 専決処分の報告について(南伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について)

日程第16 議第43号 監査委員の選任の同意について

日程第17 議第44号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について

日程第18 議第45号 南伊豆町過疎地域自立促進計画の変更について

出席議員（11名）

1番	岡部克仁君	2番	渡邊哲君
3番	比野下文男君	4番	加畑毅君
5番	長田美喜彦君	6番	稲葉勝男君
7番	清水清一君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	梅本和熙君	副町長	松本恒明君
教育長	小澤義一君	総務課長	橋本元治君
企画調整課長	菰田一郎君	建設課長	鈴木重光君
産業観光課長	齋藤重広君	町民課長	渡辺雅之君
健康福祉課長	黒田三千弥君	教育委員会 教育事務局長	大野孝行君
生活環境課長	飯田満寿雄君	会計管理者	鈴木豊美君
総務係長	山本広樹君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大年美文	主幹	渡辺信枝
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

◎臨時議長紹介

○議会事務局長（大年美文君） 皆様、おはようございます。

事務局長の大年です。

本日の臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の渡邊嘉郎議員をご紹介します。渡邊嘉郎議員、議長席へお願いします。

〔年長議員 渡邊嘉郎君議長席に着く〕

◎臨時議長挨拶

○臨時議長（渡邊嘉郎君） 皆さん、おはようございます。

きょうは選挙後初の臨時議会ということで、議長の職を長老で務めさせていただきますけれども、本当に皆さん、おめでとうございました。南伊豆の町議会議員は11人しかおりませんので、どうか今後も党派とかいろんなことは抜きにしましても、仲よく南伊豆町あるいは町民のために、一生懸命皆さんで協力をし合っていくことをお願いをし、議長職につかせていただきます。よろしく申し上げます。

当町におきましては、5月1日から10月31日までの期間、クールビズということの申し合わせがなされております。励行しておるわけですがけれども、議会もクールビズ、ノーネクタイ、ノー上着を励行していますので、ご協力をお願いいたします。

ただし、上着の着用につきましては各自の判断で着用をお願いいたします。

◎町長挨拶及び職員紹介

○臨時議長（渡邊嘉郎君） それでは、町長からご挨拶及び職員紹介の申し出がありましたの

で、これを許可いたします。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 皆さん、おはようございます。

7月26日の投開票の町議選で当選されまして、本日初議会ということに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆さんは、本日から正式に議員に就任され、公人として滅私奉公の気概でこれから議会人として務めていかれることと思います。政治とは、ドイツの社会学者のマックス・ウェーバーの言葉で、「政治という仕事は、情熱と判断力の両方を使いながら、堅い板に力を込めてゆっくり穴をあけていくような仕事」です。非常に難しい表現ですが、町民の意見を統合していくこと、その難しさ、そのような社会投影の難しさを述べているのではないかな、このように思います。

私自身は、現実的な政治とは、税をいかに再配分するか、再配分の計画、執行は行政が、そしてその計画の決定、執行の監視は議会が、これが現在の民主主義の議会政治のあり方、そうではないか、このように思っております。よく議会と行政は車の両輪ということをお聞きします。破衡しないようにしたい。町民の皆さんが安心そして安全に誇りの持てる町をつくっていく、持続可能な町、そして次の世代の人たちに自信を持って引き渡せる町、そのような町をこれから皆さんと一緒につくっていききたい、このように思っております。

皆さんは選良であります。選ばれた方です。町民の皆さんから評価され、尊敬される議員になっていただきたいと思っております。私自身ももとより同じ覚悟であります。これからの4年間、議会の皆さんとともに町民の皆さんに評価される町政運営をしていくことを誓い、ご挨拶といたします。

どうも本日はご苦労さまでございます。

○臨時議長（渡邊嘉郎君） これより職員の自己紹介を行います。

副町長から順次お願いをいたします。

[執行部自己紹介]

○臨時議長（渡邊嘉郎君） 以上で町長の挨拶及び職員紹介を終わります。

◎開会宣告

○臨時議長（渡邊嘉郎君） ただいまの出席議員は11名です。

ただいまから平成27年第1回南伊豆町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○臨時議長（渡邊嘉郎君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○臨時議長（渡邊嘉郎君） 議事日程は、お手元に印刷配付した第1号のとおりです。

◎仮議席の指定

○臨時議長（渡邊嘉郎君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいまご着席の議席といたします。

ここで暫時休憩します。

全員協議会を開催するので、議員は会議室にお集まりをお願いいたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時47分

○臨時議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議長の選挙

○臨時議長（渡邊嘉郎君） 日程第2、南伊豆町議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（渡邊嘉郎君） ただいまの出席議員は11人です。

次に、立会人を指名します。

南伊豆町議会規則第32条第2項の規定により、立会人に1番議員、岡部克仁君、2番議員、渡邊哲君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名でお願いをいたします。それから、公職選挙法第68条の2は準用されないもので、同一の氏または名のみを記載した投票は無効とします。

したがって、按分票はないものといたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（渡邊嘉郎君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（渡邊嘉郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（渡邊嘉郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔氏名点呼 投票〕

○臨時議長（渡邊嘉郎君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（渡邊嘉郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

岡部克仁君、渡邊哲君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（渡邊嘉郎君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票数 11票

無効投票 ゼロ

有効投票のうち、稲葉勝男君 9票

横嶋隆二君 2票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

稲葉勝男君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解除します。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（渡邊嘉郎君） ただいま、議長に当選されました稲葉勝男君が議場におられますので、本席から南伊豆町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

稲葉勝男君、議長当選承諾の挨拶をお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、また2年間ということでは議長の大役を仰せつかりましたこと、まことにありがとうございます。本当に身の引き締まる思いでございますし、これから2年間、皆さんと一生懸命、町政のためにというふうに思っております。正直言って、皆さんもご存じでしょうけれども、南伊豆町もいろんな課題が山積しております。課題、問題、いろいろございます。少子高齢化による人口減少、またそれに伴う労働年齢の低下だとか、それが第一次産業あるいは観光業、全てに影響を及ぼしております。その中でも観光産業、一番外貨獲得のために町政のよりどころとしております観光産業もご存じのように低迷しております。

こういう状況の中、さらに追い打ちをかけて今年の5月、日本創成会議が1,799の全国の自治体のうち、896の自治体が30年後には消滅すると。その中には静岡県の35の自治体の中でも11の自治体、その中にも南伊豆町が含まれているという現状でございます。今、国のほうでは日本創生のために、まち・ひと・しごとづくりの創生、それに町のほうも今総合的に取り組んでおります。

その中で、我々もやはり町民の代表として、先ほど町長のご挨拶にもございましたが、選良された議員として、町民の代表として、ぜひこの南伊豆町が消滅しないよう、そしてこれから子孫にもいい南伊豆町を残すため、今踏ん張りときだと思っております。そのためには皆さん、

ぜひ議会と行政が両輪のごとくと申しますが、南伊豆町を沈没させない、そのためにぜひ頑張っていかなければいけないなと思っております。そのためには、私も微力ですが一生懸命議会運営のために尽力していくつもりでございます。そのためにはぜひ皆様のご協力が必要でございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが就任のご挨拶とさせていただきます。今度ともよろしく願いいたします。

○臨時議長（渡邊嘉郎君） 議員各位のご協力により、臨時議長の職務を全部終了しました。ありがとうございました。

稲葉勝男議長、議長席に着席をお願いします。

〔臨時議長 渡邊嘉郎君退席〕

〔新議長 稲葉勝男君議長席に着く〕

◎日程追加

○議長（稲葉勝男君） それでは、議事日程はお手元に配付しました追加議事日程（第1号の追加1）のとおりであります。

◎議席の指定

○議長（稲葉勝男君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は南伊豆町議会会議規則第4条第1項の規定により、ただいまご着席のとおり指定します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君） 日程第2、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

- 1 番議員 岡 部 克 仁 君
2 番議員 渡 邊 哲 君
-

◎会期の決定

○議長（稲葉勝男君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（稲葉勝男君） 日程第4、南伊豆町議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（稲葉勝男君） ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。

南伊豆町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番議員、比野下文男君及び4番議員、加畑毅君を指名します。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名でお願いします。それから、公職選挙法第68条の2は準用されないので、同一の氏または名のみを記載した投票は無効とします。

したがって、按分票はないものとします。

〔投票用紙配付〕

○議長（稲葉勝男君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（稲葉勝男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔氏名点呼 投票〕

○議長（稲葉勝男君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

比野下文男君及び加畑毅君、開票の立ち会いをお願い申し上げます。

〔開 票〕

○議長（稲葉勝男君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票数 11票

無効投票 ゼロ

有効投票のうち、長田美喜彦君 9票

横嶋隆二君 2票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

長田美喜彦君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（稲葉勝男君） ただいま、副議長に当選されました長田美喜彦君が議場におられます。

南伊豆町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

長田美喜彦君、副議長当選承諾の挨拶をお願いいたします。

○副議長（長田美喜彦君） 改めまして、おはようございます。

本当に身の引き締まる思いでございます。私も初心を忘れぬよう議長を補佐し、南伊豆町の町民のために、また町のために一生懸命に努力してまいります。まだまだ南伊豆町いろい

ろな問題が山積しておりますので、これからも皆様方のご指導、ご鞭撻、ご協力をよろしく
お願いを申し上げます。そして、すばらしいまちづくりに邁進してまいりたいと思ひますの
でよろしくお願ひします。

簡単ですが、挨拶といたします。

○議長（稲葉勝男君） ここで暫時休憩とします。

全員協議会を開催しますので、議員は会議室にお集まり願ひます。

なお、町長以下関係職員はこれより日程第14まで退席しますので、報告します。

休憩 午前10時11分

再開 午前11時21分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎南伊豆町議会常任委員会委員の選任

○議長（稲葉勝男君） 日程第5、南伊豆町議会常任委員会委員の選任を行います。

南伊豆町議会常任委員会委員の選任については、南伊豆町議会委員会条例第7条第1項の
規定により、議長が指名いたします。

まず、第1常任委員会、岡部克仁君、比野下文男君、清水清一君、漆田修君、渡邊嘉郎君、
稲葉勝男君。

第2常任委員会、渡邊哲君、加畑毅君、長田美喜彦君、齋藤要君、横嶋隆二君、稲葉勝男
君。

続きまして、予算決算常任委員会、岡部克仁君、渡邊哲君、比野下文男君、加畑毅君、長
田美喜彦君、清水清一君、漆田修君、齋藤要君、渡邊嘉郎君、横嶋隆二君。

以上のとおり指名したいと思ひますが、これにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、南伊豆町議会常任委員会委員は、ただいまのとおり選任することに決定しました。

◎南伊豆町議会議会運営委員会委員の選任

○議長（稲葉勝男君） 日程第6、南伊豆町議会議会運営委員会委員の選任を行います。

南伊豆町議会議会運営委員会委員の選任については、南伊豆町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名します。

岡部克仁君、加畑毅君、長田美喜彦君、清水清一君、横嶋隆二君。

以上のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、南伊豆町議会議会運営委員会委員は、ただいまのとおり選任することに決定いたしました。

◎南伊豆町議会行財政改革特別委員会委員の選任

○議長（稲葉勝男君） 日程第7、南伊豆町行財政改革特別委員会委員の選任を行います。

南伊豆町議会行財政改革特別委員会委員の選任については、南伊豆町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名します。

岡部克仁君、渡邊哲君、比野下文男君、加畑毅君、長田美喜彦君、稲葉勝男君、清水清一君、漆田修君、齋藤要君、渡邊嘉郎君、横嶋隆二君。

以上のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、南伊豆町議会行財政改革特別委員会委員は、ただいまのとおり選任することに決定いたしました。

◎南伊豆町議会議会改革調査特別委員会委員の選任

○議長（稲葉勝男君） 日程第8、南伊豆町議会議会改革調査特別委員会委員の選任を行います。

南伊豆町議会議会改革調査特別委員会委員の選任については、南伊豆町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名いたします。

岡部克仁君、渡邊哲君、比野下文男君、加畑毅君、長田美喜彦君、稲葉勝男君、清水清一君、漆田修君、齋藤要君、渡邊嘉郎君、横嶋隆二君。

以上のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、南伊豆町議会議会改革調査特別委員会委員は、ただいまのとおり選任することに決定いたしました。

◎南伊豆町議会共立湊病院跡地利活用調査特別委員会委員の選任

○議長（稲葉勝男君） 日程第9、南伊豆町議会共立湊病院跡地利活用調査特別委員会委員の選任を行います。

南伊豆町議会共立湊病院跡地利活用調査特別委員会委員の選任については、南伊豆町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名いたします。

岡部克仁君、渡邊哲君、比野下文男君、加畑毅君、長田美喜彦君、稲葉勝男君、清水清一君、漆田修君、齋藤要君、渡邊嘉郎君、横嶋隆二君。

以上のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、南伊豆町議会共立湊病院跡地利活用調査特別委員会委員は、ただいまのとおり選任することに決定いたしました。

◎委員長・副委員長互選結果報告

○議長（稲葉勝男君） 各常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

第1 常任委員会委員長、清水清一君、副委員長、比野下文男君。

第2 常任委員会委員長、横嶋隆二君、副委員長、渡邊哲君。

予算決算常任委員会委員長、加畑毅君、副委員長、岡部克仁君。

議会運営委員会委員長、加畑毅君、副委員長、岡部克仁君。

続きまして、行財政改革特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

行財政改革特別委員会委員長、清水清一君、副委員長、渡邊哲君。

議会改革調査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長、長田美喜彦君、副委員長、横嶋隆二君。

続きまして、共立湊病院跡地利活用調査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長、漆田修君、副委員長、齋藤要君。

◎南豆衛生プラント組合議会議員の選挙

○議長（稲葉勝男君） 日程第10、南豆衛生プラント組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

この件は先ほど慎重審議され、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

議長が指名することに決定しました。

それでは、お名前を読み上げます。

岡部克仁君、稲葉勝男君、清水清一君、齋藤要君、渡邊嘉郎君を指名します。

お諮りします。

議長が指名しました岡部克仁君、稲葉勝男君、清水清一君、齋藤要君、渡邊嘉郎君を南豆衛生プラント組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名しました岡部克仁君、稲葉勝男君、清水清一君、齋藤要君、渡邊嘉郎君が南豆衛生プラント組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました方々が議場におられますので、南伊豆町議会会議規則第33条第2項の規定による告知をします。

◎伊豆斎場組合議会議員の選挙

○議長（稲葉勝男君） 日程第11、伊豆斎場組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

この件は先ほど慎重審議され、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

議長が指名することに決定しました。

お名前を読み上げます。

渡邊哲君、漆田修君を指名します。

お諮りします。

議長が指名しました渡邊哲君、漆田修君を伊豆斎場組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名しました渡邊哲君、漆田修君が伊豆斎場組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました方々が議場におられますので、南伊豆町議会会議規則第33条第2項の規定による告知をします。

◎下田地区消防組合議会議員の選挙

○議長（稲葉勝男君） 日程第12、下田地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

この件は先ほど慎重審議され、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

議長が指名することに決定いたしました。

お名前を読み上げます。

比野下文男君、加畑毅君を指名します。

お諮りします。

議長が指名しました比野下文男君、加畑毅君を下田地区消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名しました比野下文男君、加畑毅君が下田地区消防組合議会議員に当

選されました。

ただいま当選されました方々が議場におられますので、南伊豆町議会会議規則第33条第2項の規定による告知をします。

◎一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙

○議長（稲葉勝男君） 日程第13、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

この件は先ほど慎重審議され、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

議長が指名することに決定しました。

お名前を読み上げます。

長田美喜彦君、横嶋隆二君を指名します。

お諮りします。

議長が指名しました長田美喜彦君、横嶋隆二君を一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名しました長田美喜彦君、横嶋隆二君が一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に当選されました。

ただいま当選されました方々が議場におられますので、南伊豆町議会会議規則第33条第2

項の規定による告知をします。

◎報第4号の上程、説明、質疑

○議長（稲葉勝男君） これより議案審議に入ります。

報第4号 専決処分の報告について（南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 報第4号の提案理由を申し上げます。

本議案は、消防組織法改正に伴う引用法令、引用条例等の整理を行うもので、南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する必要があるため、町長の専決処分に関する条例第1条第1項第5号の規定に基づき、7月6日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会へ報告するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もございませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第5号の上程、説明、質疑

○議長（稲葉勝男君） 報第5号 専決処分の報告について（南伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 報第5号の提案理由を申し上げます。

本議案は消防組織法、水防法及び災害……

〔「災害対策基本法の改正に伴う」と言う人あり〕

○町長（梅本和熙君） 引用法令、引用条例等の整理を行うもので南伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じたため、町長の専決処分に関する条例第1条第1項第5号の規定に基づき、7月6日付で専決処分をいたしましたので地方自治法180条第2項の規定に基づき、議会へ報告するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もございませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎議第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第43号 監査委員の選任の同意についてを議題とします。

この案件については、地方自治法第117条の規定により、齋藤要君の退席を求めます。

〔9番 齋藤 要君退席〕

○議長（稲葉勝男君） 朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（稲葉勝男君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第43号議案の提案理由を申し上げます。

監査委員は、地方公共団体の財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監察するため、地方自治法第180条の5第1項の規定に基づき置かなければならない執行機関であります。

これまで議員のうちから選任された監査委員は、齋藤要議員であります。任期満了を迎えるに当たり、引き続き齋藤要議員の選任の同意をいただきたく、地方自治法第196条1項の規定に基づき、ご提案を申し上げるものであります。

齋藤要議員の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もございませんので、討論を終わります。

採決します。

議第43号 監査委員の選任の同意について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第43号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

ただいま退席中の齋藤要君の入場を求めます。

[9番 齋藤 要君入場]

◎議第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第44号 南伊豆町三坂財産区管理委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（稲葉勝男君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第44号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町三坂財産区管理委員会の委員会委員の任期を9カ月残り、6月26日に急逝されました藤田喜代治委員の残任期間を担う委員の選任議案であります。財産区管理委員会が、地方自治法第296条の2及び南伊豆町三坂財産区管理条例第3条の規定に基づき選任され、財産区の管理運営をつかさどるものであります。

つきましては、三坂財産区の管理運営に精通しております、南伊豆町入間874番地、萩原尚武氏を選任いたしたく、ご提案申し上げます。

なお、選任委員の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もございませんので、討論を終わります。

採決します。

議第44号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第44号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第45号 南伊豆町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第45号の提案理由を申し上げます。

町過疎地域自立促進計画は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成22年9月の定例

議会において、平成22年度から平成27年度までの町過疎地域自立促進計画の議決を受け、策定されました。本年度から公共施設の長寿命化維持管理計画の策定や杉並区との連携事業の進展により、当初計画に計上されていない事業実施に伴い、計画の変更が必要となっております。

内容は、橋梁の修繕工事や温泉観光施設整備事業として、さきの6月定例議会において議決を受けた銀の湯会館施設設備工事、杉並区との連携事業により設置する特別養護老人ホームの併設による、保健・福祉拠点になる健康福祉センター整備事業計画を追加計上するもので、町過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づきご提案申し上げるものでございます。

なお、現行の町過疎地域自立促進計画は、平成27年度末で終了するため、現在、平成28年度から平成32年度までの次期計画策定事業を並行して進めていることを申し添えます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 企画課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） 追加説明をさせていただきたいと思います。

南伊豆町過疎地域自立促進計画について、資料を用意させていただきました。資料集のほうの資料1、2をめぐっていただきまして、資料3をごらんください。

こちらに写真が4枚ほど載った南伊豆町過疎地域自立促進計画がございます。これについては、現行は平成22年から27年までの5年間を計画にしたものとなっております。これにつきましては、過疎地域自立促進特別措置法による計画書でございまして、この計画書の中に計画として上げたものにつきましては、俗に言う過疎債の借り入れに対しまして後々地方交付税において70%が補填される形になります。したがって、この計画書に載っている事業といいますのは、非常に借り入れ等に有利に行政を進めることができるというものになります。

この中で、まず1ページおあげください。目次がございます。

今回変更となりますところは、ここの大きなものの中の2、産業の振興の中におきまして銀の湯会館の件、そして3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進につきまして道路の整備についての追加、そして5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につきまして、特別養護老人ホームの設計及び土地の購入に係ります事業費を改めて載せてございませぬ。当初の5年間計画の中にはのっていないものでございまして、過疎債の適用、地方交付税の交付対象とならないものでございましたけれども、変更という形で盛り込むことによっ

て対象となつてまいります。

以上が追加の説明でございます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○7番（清水清一君） 資料を出していただきまして、ありがとうございました。

それで、議案のほうを見ますと、次のように変更するという形で書いてありますけれども、これ削除したものはあるのかないのかの1つ確認と、もう一つ、過疎地域自立促進計画、今年度で終わるといふ形、今企画調整課長から、今順次来年度のものは考えていると言われておりましたけれども、今年度もこれでいいと思うんですけれども、次年度のものはいつごろまでにつくる計画なのか、それで議会のほうにはいつごろ、町民には教えていただけるのか、それについてお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） お答えいたします。

まず1つ目の質問でございますけれども、今回の変更に関しての削減部分はございません。3つの項目について上乗せしたということになります。

2つ目の質問についてお答えさせていただきます。新年度以降の計画書の策定期間でございますが、現行既に各課に指示のほうは出しておる状態でございます。これから1カ月程度をかけまして内容ヒアリングを各課を相手に、企画調整課であったり財政のほうでかけさせていただきますと思います。それをもとに年内をもとに骨子をつくりまして、3月議会までには形にして皆様にお諮りしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 企画調整でも町長でもいいんですけれども、今、過疎自立促進計画の新年度以降の話がちょっと出ましたけれども、これからいわゆる地方創生のまち・ひと・しごとの計画を100人委員会等々でつくっていきますよね。それとの新たな自立促進計画の整合性というんですか、これはどのように捉えているのか。また、このいわゆる過疎法に関して時限立法でそれをまた更新するとかということであると思うんですが、どういう観点でこの5年間を総括してやるかという、そういう観点というのはもうとられているのかどうか。その2点をお答えしていただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） お答えいたします。

1つ目の質問でございますけれども、整合性につきましては、現在作成中でございます総合戦略との整合の部分ということで、今回の本年度までの計画書の10の中でございます「その他地域の自立促進に関し必要な事項」として、自然エネルギーの問題がのってございます。それに加えて、現行で申しますと今後の都市部の高齢者に対しましての移住、永住等の問題が今全日本的に話題、議題となっておりますので、そういったことを中心にこれまでの5年間のものも踏襲しつつ、過疎計画と総合戦略に整合性を持たせ、そごのないように進めていきたいと考えております。

2つ目の質問につきましても、同じような回答になってまいりますけれども、これまでの5年間の分、この計画書の分ということを見直した上で、これから財政、企画ヒアリング等も行います。やれている部分、やれていない部分というのを掘り起こした上で、できていないことについて目をつぶるのではなくて、さらに次回に反映する形で取り上げた上で、進んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 確かに地方創生の議論の中で、全国的に今ちょっと言われた高齢者の移住の問題とか、全国的に地方の少子高齢化の問題とかありますけれども、やはり根本的に掘り下げた総括検討というのは必要だと思うんです。もちろん9月に決算議会を控えているので、そうした点での議会の役割も大事だと思うんですが、やはり今、非常に厳しい、厳しいというそれがずっと続いていて、転換期とも言われてはいるんですけども、その総括が通り一遍なものであってはならないというふうに思いますので、ぜひその点は議会のほうの取り組みも含めて、本当に実のあるものにしていけるように期待もして、こちらも取り組んでいきたいというふうに思います。特にいいです。

○議長（稲葉勝男君） 質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第45号 南伊豆町過疎地域自立促進計画の変更については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 賛成です。

よって、議第45号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事件目が終了しましたので会議を閉じます。

第1回臨時会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成27年第1回南伊豆町議会臨時会は本日をもって閉会とします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午前11時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

臨時議長 渡邊嘉郎

議長 稲葉勝男

署名議員 岡部克仁

署名議員 渡邊哲